

お知らせ & ご案内



島おこし座談会活用のお知らせ

上島町では、まちづくり懇談会において町民の皆様の声を直接聞かせていただいています。更なる自治意識の高揚と町民と行政の協働のまちづくりを推進するため、「島おこし座談会」を併せて実施しています。

この座談会は、町長との意見交換を希望される町民の皆様の要請に応じて、随時開催されるものですので、是非ご活用ください。

●対象者

町内に在住、在勤又は在学する方で構成される概ね10人以上の団体及びグループとします。

●実施日時

原則として、午前9時から午後9時までの間の実施とします。

1回の実施時間は、原則として1時間30分程度とします。

●申込方法

島おこし座談会申込書を次のいずれかに、実施希望日の1か月前までに提出してください。
(提出先) 上島町弓削総合支所 企画政策課

生名総合支所 総務課
岩城総合支所 総務課
魚島総合支所 総務課

●実施の制限

公の秩序を乱すおそれ、誹謗中傷、苦情、個別相談など、座談会の目的に反すると認められるときは、実施しない場合があります。

●その他

座談会の実施場所の確保、運営に係る費用については、原則として座談会申込者となります。詳細につきましては、上島町ホームページ又は企画政策課へお問い合わせください。

借金なんでも相談

四国財務局には、安心して相談できる国の「相談窓口」があります。お金に関する問題は必ず解決できます。悩まずに相談してください。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家に引き続きも行っております。

※秘密厳守、相談料無料

※個人事業者の方からの相談や家計相談もお受けしております。

■相談方法

まずお電話ください。

■連絡先

高松市中野町26番1号

四国財務局財務広報相談官多重債務相談員

TEL 087-831-2155(直通)

FAX 087-862-1878

0

■受付時間 月曜日～金曜日(祝)

3月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(木)	小	4:30	241	15:40	231	10:05	164	22:37	102
2(金)	小	6:03	235	17:02	216	11:41	179	—	—
3(土)	若	7:39	245	18:57	217	0:06	106	13:58	171
4(日)	中	8:42	266	20:17	237	1:42	95	15:03	148
5(月)	中	9:26	290	21:12	265	2:49	74	15:43	119
6(火)	中	10:03	313	21:58	296	3:39	49	16:17	90
7(水)	大	10:38	333	22:40	325	4:21	27	16:50	61
8(木)	大	11:12	348	23:20	349	5:01	11	17:23	35
9(金)	大	11:46	356	—	—	5:39	2	17:58	14
10(土)	大	0:01	365	12:20	357	6:18	4	18:34	1
11(日)	中	0:42	370	12:56	350	6:57	15	19:11	-4
12(月)	中	1:26	364	13:33	336	7:38	35	19:52	1
13(火)	中	2:13	349	14:14	316	8:22	62	20:37	14
14(水)	小	3:07	327	15:01	291	9:13	93	21:30	34
15(木)	小	4:13	303	16:01	266	10:16	122	22:37	55
16(金)	小	5:36	287	17:25	248	11:44	140	—	—
17(土)	長	7:06	287	19:01	249	0:03	68	13:26	136
18(日)	若	8:21	299	20:20	267	1:35	66	14:43	115
19(月)	中	9:17	314	21:21	290	2:48	52	15:36	89
20(火)	中	10:02	327	22:09	312	3:44	38	16:18	66
21(水)	中	10:40	334	22:51	329	4:29	30	16:55	48
22(木)	大	11:13	335	23:28	338	5:09	28	17:27	35
23(金)	大	11:43	330	—	—	5:44	34	17:57	29
24(土)	大	0:03	339	12:10	322	6:17	47	18:26	28
25(日)	大	0:35	335	12:35	311	6:47	63	18:52	32
26(月)	中	1:07	325	12:59	298	7:15	83	19:19	40
27(火)	中	1:39	312	13:23	284	7:43	103	19:47	50
28(水)	中	2:14	296	13:49	269	8:14	124	20:18	64
29(木)	小	2:55	279	14:21	252	8:51	143	20:58	79
30(金)	小	3:50	263	15:07	235	9:43	161	21:53	96
31(土)	小	5:09	253	16:32	220	11:09	170	23:16	108

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。
※この潮汐表は、(財)日本水路協会から引用したものです。

日及び12月29日～1月3日を除く 9時～12時、13時～17時

森林の所有者届出制度が4月からスタートします。

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届出が義務付けられました。

■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

■お問い合わせ先

上島町岩城総合支所産業振興課
TEL 0897-7512500

永住帰国した中国残留邦人、樺太残留邦人のみなさまへ ～満額の老齢基礎年金を受給されていますか～

下記の要件に当てはまる60歳以上の中国残留邦人や樺太残留邦人の方々に對し、満額の老齢基礎年金を支給する制度があります。

満額の老齢基礎年金を受給するには申請が必要です。申請の受付期間は、要件に当てはまってから5年間です。この制度が始まった平成20（2008）年1月1日時点で要件に当てはまっていた方については、平成24（2012）年12月31日が申請の締め切り日になります。まだ申請がお済みでない方は、厚生労働省までご連絡ください。

※次のすべてに当てはまる中国残留邦人、樺太残留邦人の方が対象となります。

1. 明治44（1911）年4月2日から昭和21（1946）年12月31日までに生まれた方*
2. 永住帰国した日から引き続き1年以上日本国内に住所のある方
3. 昭和36（1961）年4月1日以後に初めて永住帰国した方

*昭和22（1947）年1月1日以後に生まれた方でも、対象となる場合があります。

●ご注意下さい！●

申請期間を過ぎますと、時効により権利が消滅し、満額の老齢基礎年金を受給するための一時金を受けることができなくなりますので、期限までに手続きをとっていただくよう十分ご注意ください。

●問合せ先●

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室 自立援護係
住所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話 03-5253-1111（内線3468） 03-3595-2456（直通）

医療費の節約に一層のご協力を！

町国保の医療費の増加が止まりません

上島町の国民健康保険が負担する一人当たりの医療費は愛媛県内で最も高く、国民健康保険の運営は大変厳しくなっています。

一人ひとりのご協力で医療費の適正化を

国民健康保険を維持するには医療費の増加を抑え有効に利用しなければなりません。

医療費の節約方法として

- ★同じ病気やけがでいろいろな病院にかからない。
- ★診療時間外や休日診療はなるべくさける。
- ★必要以上の薬はもらわない。もらった薬はきちんと飲む。
- ★年1回特定健診を受け、病気の早期発見・早期治療を心がける。

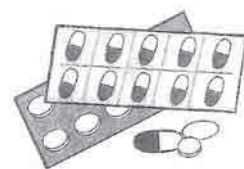
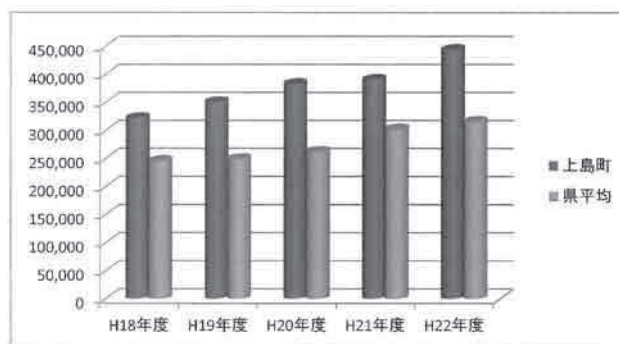
ジェネリック医薬品を上手に活用してみましょう

町の医療費の中でも薬代の割合が年々増加しています。ジェネリック医薬品とは、安全性や効き目は新薬と同等である低価格な後発医薬品のことです。薬を長期間飲み続ける方には、自己負担額の軽減になります。（一部例外もあります）なお、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんので、医師や薬剤師とよく相談のうえ処方していただく事をおすすめします。

国民健康保険優良被保険者表彰について

国民健康保険被保険者の健康の保持増進意識を高めるため、前年度、診療を受けなかった方で保険税が完納されている優良者を表彰します。

平成22年度に一度も病院受診のなかった、国民健康保険優良被保険者の方は211名（約9%）でした。



新生児誕生記念樹を贈呈します！

上島町では町内で1歳を迎えたお子さんの誕生のお祝いと健やかに成長することを願い、毎年3月に町花である“サクラ”とクロガネモチ（因島ライオンズクラブより）の苗木を贈呈しています。

今年も、次のとおり記念樹の贈呈を行いますので、対象となるお子さんと保護者の方は、是非ご参加ください。

■対象者 平成22年10月1日～平成23年9月30日までに誕生した新生児（案内文章も送付します）

■開催日 平成24年3月14日（水）

■時間・場所 岩城：10時45分 岩城総合支所 生名：11時45分 生名総合支所
弓削：13時00分 せとうち交流館

■お問い合わせ先

上島町弓削総合支所 企画政策課

TEL 0897-77-2500

平成24年度国税専門官採用試験募集要項

1 受験資格

- （1）昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの方
- （2）平成3年4月2日以降生まれの者で次に掲げる方
 - イ 大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの方
 - ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める方

2 採用予定数

全国で約800名（今後の事情等の変更により変動します。）

3 申込受付期間

- （1）インターネット
平成24年4月2日（月）～4月12日（木）[受信有効]
 - イ 原則として、インターネット申込みをご利用ください。
 - ロ インターネット申込専用アドレス (<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)
- （2）郵送又は持参（インターネット申込みができない場合）
平成24年4月2日（月）～4月3日（火）[4月3日（火）までの通信日付印有効]
 - イ 郵送する場合は簡易書留を利用し、受領証は受験票が届くまで保管してください。
 - ロ 持参する場合の受付時間は、9：00～17：00までです。

4 試験日等

- （1）第1次試験（四国における試験地は松山市及び高松市です。）
 - イ 試験日 平成24年6月10日（日）
 - ロ 試験種目 基礎能力試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式及び記述式）
 - ハ 合格発表日 平成24年7月3日（火）
- （2）第2次試験（四国における試験地は高松市です。）
 - イ 試験日 平成24年7月17日（火）～7月24日（火）
（第1次試験合格通知書で指定する日時）
 - ロ 試験種目 人物試験、身体検査
 - ハ 最終合格者発表日 平成24年8月22日（水）

5 その他

国税庁ホームページ採用案内ページアドレス

(http://www.nta.go.jp/soshiki/saiyo/saiyo02/shiken/test_02.htm)

問合せ先 高松国税局人事第二課（高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎）
087-831-3111

町有バスから のお知らせ

フリーバス停の設置について

久司浦方面からの高齢者の通院時のサポートを目的に実証実験を兼ねて、秦医院前にフリーバス停を設置いたしますのでご利用下さい。この設置に伴い、弓削線（狩尾・大谷行き）の時刻が若干変更となりますのでご注意ください。

お出かけの際には、町有バスをぜひご利用ください。

問い合わせ先 上島町 公営事業課
(電話：77-4545)

開始日：平成24年3月1日(木) から



医療機関前に停車する便

9：05 久司浦発 弓削支所行



時刻が変更となる便

9：25 弓削港務所発 弓削線（狩尾・大谷行）

弓削線（改正後時刻表）

9：19	弓削港務所
9：21	弓削支所
この間に停車します	
9：38	大谷
9：44	上狩尾
9：46	下狩尾
9：51	弓削支所
9：53	弓削港務所

デジサポ愛媛から岩城島周辺の皆様へお知らせ！

デジタル放送の受信障害を解消する為、平成24年4月9日より大三島中継局のNHK総合テレビの送信チャンネルが変更されます。

現在、ご自分のアンテナで大三島局を受信し、テレビ放送をご覧の方は4月9日以降、テレビやチューナーのチャンネル再設定をする必要があります。

なお、ケーブルテレビをご覧の方は、チャンネルの再設定は必要ありません。

詳しくは、下記チャンネル変更コールセンターにお問合わせください。

(問合わせ先) チャンネル変更コールセンター

(受付時間) 平日 9時～21時

土日祝 9時～18時

☎ 0120-922-303 (フリーダイヤル)

つながらない場合は ☎ 03-4321-0770 (有料)



上島町奨学金貸付制度のお知らせ

高等学校・高等専門学校・大学（短期大学含む）に経済的な理由で進学が難しい人に、学資の一部を無利子で貸し付ける制度です。（貸し付けには、所得・学業成績による審査があります。）

■ 奨学金を借りるための資格

- ①上島町に居住している者の子弟又は被扶養者であること ②学業成績が良好で進学意欲が旺盛であること
③心身ともに堅実であること ④経済的理由で進学が困難であること

■ 貸付の額

- 高等学校・高等専門学校生……月額3万円 ○ 大学生……月額5万円

■ 申請期間 毎年3月1日～4月10日

■ 申請書類等

- ①奨学金貸付申請書（保証人2名）、②学校長の意見書、③学業成績証明書（最終2年間）、④医師の健康診断書、⑤在学証明書（入学後）、⑥住民票の写し（家族全員）、⑦所得証明又は源泉徴収票

■ 償還方法 貸付期間満了後、6ヶ月据置き、10年以内に年賦又は月賦により償還

■ 問い合わせ先 上島町教育委員会 TEL 0897-77-2207

又は、上島町教育委員会各総合支所の窓口へお問い合わせください。

原野に道路ができる?!

● 「原野商法」の手口について

1970～80年代に「将来必ず値上がりする」とか「道路ができる」などと虚偽の説明をし、開発の見込みがほとんどない原野や山林を、何倍もの価格で売り付ける「原野商法」の被害が相次ぎました。

その被害者をターゲットに「土地の測量をしないと売却できない」「売却するには広告が必要」などと売り出すための測量・整地・土地管理などの名目で、費用を支払わせる二次被害が発生しています。

最近では、「外国人が欲しがっている」などというセールストークで勧誘するなど、手口が巧妙化しており注意が必要です。

● トラブルについて

所有している土地の多くは、自宅から遠く現地の状況を把握することも、確認することも困難なため、業者の情報を鵜呑みにしてしまいがちです。土地自体も、課税対象にもならないようなものがほとんどで、また、被害にあった人の多くは高齢になっており、早く処分したいという心情につけ込んだ悪質な商法です。

● 被害にあわないために

☆ 土地の測量や整地の名目で訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、法定書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフできます。

☆ クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法によっては契約を取り消せる場合もありますので、速やかに消費相談窓口にご相談しましょう。また、業者の説明に不審な点があるなど、おかしいと思ったら、下記の相談窓口までご相談下さい。

困ったときは、ピピッと相談!

【消費生活に関する相談窓口】



愛媛県消費生活センター	TEL 089-925-3700
岩城総合支所産業振興課	TEL 75-2500
せとうち交流館	TEL 77-2252
生名総合支所建設課	TEL 76-3000
魚島総合支所建設課	TEL 78-0011



【愛媛県消費生活センターからのお知らせ】

「消費生活かるた」完成しました。

愛媛県消費生活センターでは、幅広い年齢層の方に、楽しみながら「消費者被害」の手口や対処法を知っていただくために「消費生活かるた」を作成し、このほど完成しました。

「消費生活かるた」は愛媛県消費生活センターホームページでも配信中です。

アドレス：<http://www.pipi-karuta.jp/>

上島町花の島構想「各地の草花と花木」決定

上島4島花の島構想協議会において島毎に協議が重ねられ、島のイメージの草花と花木が、下記のとおり決定致しました。今後この構想により、町の季節の花の島づくりの基本として、統一感のある花の町づくりを展開します。

【弓削、佐島地区】	イメージ：夏	花：松葉菊 ^{まつばぎく}	木：サルスベリ
【生名地区】	イメージ：秋	花：コスモス	木：ランタナ
【岩城地区】	イメージ：春	花：ビオラ	木：レモン
【魚島、高井神地区】	イメージ：春	花：水仙	木：山椿

マツバギク



写真: photo-room.net

サルスベリ



写真: www.ashinari.com

コスモス



写真: www.imgstyle.info

ランタナ



写真: www.ashinari.com

ビオラ



写真: freefoto.sakura.ne.jp

レモン



写真: lemon-6hana050326

水仙



写真: www.imgstyle.info

山椿



写真: www.hana.300.com

今後も、皆様のご支援をいただきながら、花の香る町づくりを推進してまいります。